

中期目標・中期計画一覧表

(法人番号 13) (大学名) 山形大学

中期目標	中期計画
<p>(前文)大学の基本的な目標 基本理念： 山形大学は、「自然と人間の共生」をテーマとして、次の5つの基本理念に沿って、教育、研究及び地域貢献に全力で取り組み、キラリと光る存在感のある大学を目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．学生教育を中心とする大学創り 2．豊かな人間性と高い専門性の育成 3．「知」の創造 4．地域及び国際社会との連携 5．不断の自己改革 <p>重点目標： 山形大学では、学士課程教育を通じ、自律した一人の人間として力強く生き、他者を理解し、ともに社会を構成していく力を養う。そのためには、健全で良識ある市民として生きるための豊かな教養、人生をどう生きるべきかという人間理解、他の多くの人々と一体となって成果を創造していくための共生のこころ、習得した高い専門知識を具体的な事例に適用し判断・行動する能力が必要である。本学では、これらの能力を、目的と到達目標を明確に位置づけた教育体系により、着実に身につける教育を行う。</p> <p>また、東北地区有数の総合大学としての資源を活かし、地域に根ざした多様な研究を推進するとともに、産学官民の広範な連携を推進することにより、地域における知の拠点を形成する。</p>	
<p>中期目標の期間及び教育研究上の基本組織 1 中期目標の期間</p>	

平成22年4月1日～平成28年3月31日

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科を置く。

大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

[学士課程]

1. 充実した基盤教育（教養教育）をもとに、体系的な学士課程教育を実施する。

2. 社会で求められる実践力やコミュニケーション能力の育成を図るため、地域社会を基盤とする実践的な教育を実施する。

[大学院課程]

3. 修士課程、博士課程、専門職学位課程それぞれの教育目的に基づき、充実した大学院教育を実施する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

1. 体系的な教育の実施体制を確立する。

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

[学士課程]

1-1. 健全で良識ある市民を育成するため、充実した基盤教育（教養教育）プログラムを整備する。

1-2. 高等学校教育からの円滑な接続を図り、修学に必要な基本的知識・能力を身につけさせるための初年次教育を充実させる。

1-3. 幅広い教養を基盤として、各専門分野の明確な教育到達目標と学位授与方針に基づき体系的な学士課程教育を実施する。

1-4. 外国語及び日本語による討論・発表・文章作成能力、読解能力、情報処理能力など、修学上のみならず社会人としても不可欠な基本的なリテラシーを向上させるための授業科目を整備する。

1-5. 主体的学習のための的確な指導を行うとともに、客観的な成績評価を実施する。

2-1. 豊かな人間性を育むため、自然や地域社会をキャンパスとして活用したフィールド活動や体験型授業を実施する。

2-2. 学生の進路を想定したキャリア教育を充実させるとともに、インターンシップなどを活用して学生のキャリア形成を支援する。

[大学院課程]

3-1. 専門分野の特性及び社会的ニーズに応じたカリキュラム編成を行う。

3-2. 研究能力を育成するために的確な指導を行い、十分な研究環境を整備する。

3-3. 修士課程、博士課程、専門職学位課程に応じた明確な教育到達目標に基づき、高度な専門性を有する学位を授与する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1-1. 基盤教育（教養教育）の企画運営を担う責任部署を整備し、教育組織を充実させる。

1-2. 授業内容や教育方法の改善のため、授業評価や組織的な研修活動を継続的に実施する。

1-3. 教育改善を図るため、在学生・卒業生・修了生・進路先等を対象に、教育効果や満足度についての調査を定期的実施する。

(3) 学生への支援に関する目標

1. 何よりも学生を大切にす大学として、学生のニーズを的確に把握し迅速に応えるなど、入学から卒業後までの一貫した手厚い学生支援を実施する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

1. 基礎研究及び社会のニーズに応える先進的研究を推進するとともに、山形大学の特色を活かした優れた研究を育成する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

1. 研究活動の活性化を図るため、研究環境並びに支援体制を整備する。

2. 研究機能の強化を図るため、次世代を担う若手研究者の研究活動を支援する。

3 その他の目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

1. 地域との連携を強化し、教育研究の成果を広く社会に普及するとともに、地域における文化的な拠点を形成する。

2. 知的資源を有効に活用し、産学官連携を推進する。

1-4. e-learningの活用を図るとともに、その特性を踏まえた教育方法の改善を行う。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1-1. 学生各人の多様なニーズに応える修学支援システムを拡充し、学生が主体的に学ぶための支援体制を整備する。

1-2. 学生生活実態調査などに基づき、学生支援システムの改善・充実を進める。

1-3. 学生生活に対する多面的な支援を実施する。

1-4. 学生の社会参加や、学生主体で企画・実施する意欲ある活動に対する支援制度を充実させる。

1-5. 社会状況に応じた実践的キャリア支援事業を充実させる。

1-6. 卒業生・修了生への継続的な情報発信を行うとともに、生涯学習の機会を提供するなど一貫した支援を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1-1. 総合大学の利点を活かし、学部横断的なプロジェクト研究を推進する。

1-2. 基礎研究の成果を活かし、世界レベルの先進的研究、独創的・萌芽的研究を重点的に支援する。

1-3. 地域に根ざした研究、社会に貢献する研究を重点的に支援する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1-1. 競争的研究資金獲得のための充実した支援等により、研究者が意欲的に研究に取り組むことができる環境を整備する。

1-2. 多様な雇用制度を活用し、研究を推進するための組織的基盤を整備する。

1-3. 優秀な技術職員や事務職員を育成するなど、研究活動に対する支援体制を充実させる。

2-1. 若手研究者が国際的な研究環境下で研鑽できる機会を提供する。

2-2. 若手研究者が自立して研究を行うことができるよう、研究資金支援等を実施する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

1-1. 多彩な教育研究資源を活用し、社会のニーズに応える多様な学習の機会を提供する。

1-2. 地域の大学・教育機関及び文化施設・団体と連携し、地域の教育や文化活動を支援する。

2-1. 専門分野の特性を活かし、地域経済や地域産業の振興に向けて、企業や自治体等との連携活動を推進する。

(2) 国際化に関する目標

1. 国際性豊かな人材を育成するため、教育研究の国際化を推進する。

2. 国内外における国際交流の拠点形成を進める。

(3) 附属病院に関する目標

1. 人間性豊かな信頼の高度医療を実施する。

2. 安心の救急医療・母子保健医療体制を推進する。

3. 卒後臨床研修を含めた医療従事者の生涯教育を充実する。

4. 高い技術水準の医療を開拓するための臨床研究を推進する。

(4) 附属学校に関する目標

1. 効率的な学校運営をもとに実践的な教育研究を展開する。

2-2. 社会のニーズに基づき政策形成や地域づくりに貢献する。

2-3. 多様な研究資源を発掘・活用する体制を整備する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

1-1. 在学中における海外での学習体験を推奨・支援し、国際性を育む修学環境を整備する。

1-2. 充実した留学生支援を実施する。

1-3. 海外の教育研究機関との研究者交流を推進する。

2-1. 海外サテライトの活用や協定校との連携により、多彩な国際交流活動を展開する。

2-2. 地域と連携した国際交流活動を推進する。

(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

1-1. インフォームド・コンセントに基づいて、患者との良好な信頼関係を樹立する。

1-2. 学部教育におけるクリニカル・クラークシップの強化・充実、医療従事者を対象とした生涯教育セミナーの充実等を通じて、厳しい倫理観を持った創造的な医療人を育成する。

1-3. 多様化する患者のニーズに応えるため、がんセンター、地域医療連携センター、疾患別治療センター等の病院附属組織の機能を強化・充実させる。

1-4. 地域住民のニーズに対応した病院資源や情報の提供を行い、地域医療に貢献する。

2-1. 急性期医療の中心的役割を担当する。

2-2. 母子保健医療分野での病病および病診連携を強化する。

3-1. 卒後臨床研修センターや総合医学教育センター等の活動の充実を推進する。

3-2. 医療従事者の計画的な循環型研修体制の整備を図り、研修機会の拡大と人材育成を推進する。

4-1. グローバルCOEプログラム「分子疫学の国際教育研究ネットワークの構築」等で得られた研究成果を基に、高度先進医療の開発を推進する。

4-2. 臨床研究の推進のため、治験管理センターの機能を充実し、新薬開発や臨床研究などの活性化を推進する。

(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

1-1. 附属学校園運営の改善を推進し、大学附属としての特色を活かした効率的な学校運営を実施する。

1-2. 大学との連携による実践的な研究活動及び教育実習を行う。

1-3. 附属学校園間の連携を強化し、円滑な接続と相互交流による一貫性の高い教育を行う。

<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標 1.学長のリーダーシップのもと、大学構成員及び外部有識者の意見を踏まえ、戦略的な大学経営を進める。</p> <p>2.質の高い教育研究を行うため、不断に組織編成の見直しを行い、学部・大学院研究科の充実を推進する。</p> <p>3.「男女共同参画基本計画（第2次）」（平成17年12月閣議決定）を踏まえ、男女共同参画を推進する。</p> <p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標 1.機能的な事務組織のもとで、事務の効率化・合理化を推進する。</p>	<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置 1-1.学長の行動指針を策定し公表する。 1-2.大学構成員及び外部有識者の意見を積極的に大学経営に反映させる。 1-3.職員の能力向上のための研修を継続して実施する。</p> <p>2-1.各学部及び各研究科等の組織編成を不断に見直し、適切な教育研究体制を整備する。</p> <p>3-1.男女共同参画を推進するため、ワーク・ライフ・バランスに配慮した就業環境を整備する。</p> <p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 1-1.機能的な事務組織体制の整備を進めるとともに、業務の見直し及び改善を不断に実行する。</p>
<p>財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標 1.本学の業務のより一層の質の向上と確実な遂行を図るため、自己収入及び科学研究費補助金等の外部研究資金の獲得を図り、安定的に財政基盤を確保する。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>(1) 人件費の抑制 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>(2) 人件費以外の経費の抑制 経費の効率的な使用に努め、管理的経費の抑制を推進する。</p>	<p>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 1-1.本学に相応しい入学者の確保に努め、学生定員を安定的に充足する。 1-2.競争的研究資金等の外部研究資金獲得のため、全学的な支援の取り組みを強化する。 1-3.病院再整備計画を着実に進め、診療機能の充実等による病院収入の増額を図るとともに、債権管理を徹底し健全な病院経営を目指す。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>1-1.「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>2-1.管理的経費の抑制に向けて、現状分析に基づいた計画を策定し、実施する。 2-2.調達手法等の見直しにより、経費の抑制を行う。</p>

<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標 1. 資産の適切な維持管理及び有効活用に努める。</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 1-1. 施設等の機能保全、維持管理及び予防的な保守・点検等を実施する。 1-2. 余裕資金を適切に把握し、効果的な運用を行う。</p>
<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 1 評価の充実に関する目標 1. 効率的で透明性の高い評価を実施し、その結果を大学諸活動の改善に活用する。</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標 1. 開かれた大学として、社会への情報発信を積極的に行うとともに、適切な情報公開を行う。</p>	<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 1-1. 大学の諸活動に関する適切な自己点検・評価を実施し、大学経営の改善に活用する。 1-2. 大学の諸活動に関するデータを集約するシステムを構築し、評価や戦略策定に活用する。</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置 1-1. 本学の教育研究活動や業務運営に関する最新情報を積極的に社会へ発信する。 1-2. 社会への説明責任を果たすため、保有する情報の適切な公開を実施する。</p>
<p>その他業務運営に関する重要目標 1 施設設備の整備・活用等に関する目標 1. 機能的で魅力あるキャンパスづくりを推進する。</p> <p>2 安全管理に関する目標 1. 大規模災害の発生等に対処するため、安全管理体制を強化する。</p> <p>2. 情報管理の徹底を図るため、情報セキュリティを高める。</p> <p>3 法令遵守に関する目標 1. 地域社会の期待と信頼を担う大学として、役員、教職員及び学生への法令遵守、業務の適正な執行等を徹底する。</p>	<p>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 1-1. キャンパスの魅力を向上させるため、キャンパス整備計画において、学生の視点や環境の保全、国際化等を意識した見直しを行い、施設の有効活用を含めた施設整備を推進する。</p> <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置 1-1. 様々なリスクに迅速かつ適切に対処するため、各部署と事務局における役割分担を明確にしつつ、全学における総合的なリスク管理体制を確立する。 1-2. 教職員及び学生を対象とした安全管理に関する講習会、訓練等を定期的実施する。</p> <p>2-1. 本学の情報セキュリティポリシーに基づき研修・教育等を実施し、情報セキュリティを強化する。</p> <p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置 1-1. 監査体制等を充実し、法令遵守や法人倫理の確立等、内部統制機能を強化する。 1-2. 研修等を通じて役員、教職員及び学生一人一人の社会的責任、法令遵守に対する意識を向上させる。</p>
	<p>予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画 別紙参照</p> <p>短期借入金の限度額</p>

短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額
31億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

・なし

2. 重要な財産を担保に供する計画

・医学部附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学の敷地及び建物を担保に供する。

剰余金の使途

・決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究、診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
小白川団地総合研究棟改修(教養教育)、附属病院病棟改修、PET検査施設・設備整備、小規模改修	総額 6,461	施設整備費補助金 (1,137)
		長期借入金 (4,934)
		国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (390)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。
なお、各事業年度の施設整備費補助金、長期借入金、国立大学財務・経営センター

施設費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

人事に関する方針について

(教 員)

1. 教育研究の活性化等の観点から、任用形態の多様化を図るなど、積極的かつ効果的な教員人事を行う。
2. 人事評価を給与へ反映させ、教員の意欲を高めることにより、教育・研究の充実を図る。

(事 務)

1. 人事評価を給与へ反映させ、職員の意欲を高めることにより、大学運営の効率化と円滑化を推進する。
2. 職員の資質向上を図り、機動的かつ効果的な職員の配置を行う。

(参 考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 92,261百万円(退職手当は除く)

3 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

なし

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金 (国立大学 財務・経営 センター)	835	891	1,156	1,143	1,185	1,277	6,487	13,746	20,233

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(リース資産)

なし

4 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ・ 教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

中期目標		中期計画	
別表(学部、研究科等)		別表(収容定員)	
学部	人文学部 地域教育文化学部 理学部 医学部 工学部 農学部	平成 22 年 度	人文学部 1,240人 地域教育文化学部 960人 理学部 740人 医学部 910人 (うち医師養成に係る分野 655人) 工学部 2,570人 農学部 620人
研究科	社会文化システム研究科 地域教育文化研究科 医学系研究科 理工学研究科 農学研究科 教育実践研究科 ----- * 岩手大学大学院連合農学研究科		社会文化システム研究科 24人 (うち 修士課程 24人) 地域教育文化研究科 28人 (うち 修士課程 28人) 医学系研究科 191人 (うち 博士課程 104人 博士前期課程 57人 博士後期課程 30人) 理工学研究科 746人 (うち 博士前期課程 647人 博士後期課程 99人) 農学研究科 96人 (うち 修士課程 96人) 教育実践研究科 40人 (うち専門職学位課程 40人)
(*)岩手大学を基幹大学とし、山形大学、弘前大学及び帯広畜産大学を参加大学とする 連合大学院			

中期目標	中期計画	
	別表(収容定員)	
	平成23年度 人文学部 地域教育文化学部 理学部 医学部 工学部 農学部	1,240人 960人 740人 930人 (うち医師養成に係る分野 680人) 2,540人 620人
社会文化システム研究科 地域教育文化研究科 医学系研究科 理工学研究科 農学研究科 教育実践研究科	24人 (うち 修士課程 24人) 28人 (うち 修士課程 28人) 199人 (うち 博士課程 104人) 博士前期課程 62人 博士後期課程 33人 753人 (うち 博士前期課程 654人) 博士後期課程 99人 96人 (うち 修士課程 96人) 40人 (うち 専門職学位課程 40人)	

中期目標	中期計画	
	別表(収容定員)	
	<p>平成24年度</p> <p>人文学部 地域教育文化学部 理学部 医学部 工学部 農学部</p> <p>社会文化システム研究科 地域教育文化研究科 医学系研究科 理工学研究科 農学研究科 教育実践研究科</p>	<p>1,240人 960人 740人 955人 (うち医師養成に係る分野 705人) 2,510人 620人</p> <p>24人 (うち 修士課程 24人) 28人 (うち 修士課程 28人) 202人 (うち 博士課程 104人 博士前期課程 62人 博士後期課程 36人) 753人 (うち博士前期課程 654人 博士後期課程 99人) 96人 (うち 修士課程 96人) 40人 (うち専門職学位課程 40人)</p>

中期目標	中期計画	
	別表(収容定員)	
	平成25年度 人文学部 地域教育文化学部 理学部 医学部 工学部 農学部	1,240人 960人 740人 980人 (うち医師養成に係る分野 730人) 2,480人 620人
社会文化システム研究科 地域教育文化研究科 医学系研究科 理工学研究科 農学研究科 教育実践研究科	24人 (うち 修士課程 24人) 28人 (うち 修士課程 28人) 202人 (うち 博士課程 104人 博士前期課程 62人 博士後期課程 36人) 753人 (うち 博士前期課程 654人 博士後期課程 99人) 96人 (うち 修士課程 96人) 40人 (うち 専門職学位課程 40人)	

中期目標	中期計画	
	別表(収容定員)	
	平成26年度 人文学部 地域教育文化学部 理学部 医学部 工学部 農学部	1,240人 960人 740人 995人 (うち医師養成に係る分野 745人) 2,480人 620人
社会文化システム研究科 地域教育文化研究科 医学系研究科 理工学研究科 農学研究科 教育実践研究科	24人 (うち 修士課程 24人) 28人 (うち 修士課程 28人) 202人 (うち 博士課程 104人 博士前期課程 62人 博士後期課程 36人) 753人 (うち 博士前期課程 654人 博士後期課程 99人) 96人 (うち 修士課程 96人) 40人 (うち 専門職学位課程 40人)	

中期目標	中期計画	
	別表(収容定員)	
	平成27年度 人文学部 地域教育文化学部 理学部 医学部 工学部 農学部	1,240人 960人 740人 1,000人 (うち医師養成に係る分野 750人) 2,480人 620人
社会文化システム研究科 地域教育文化研究科 医学系研究科 理工学研究科 農学研究科 教育実践研究科	24人 (うち 修士課程 24人) 28人 (うち 修士課程 28人) 202人 (うち 博士課程 104人 博士前期課程 62人 博士後期課程 36人) 753人 (うち 博士前期課程 654人 博士後期課程 99人) 96人 (うち 修士課程 96人) 40人 (うち 専門職学位課程 40人)	

1. 予算

平成22年度～平成27年度 予算

大学等名 山形大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	71,177
施設整備費補助金	1,137
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	390
自己収入	104,172
授業料及び入学料検定料収入	32,088
附属病院収入	70,825
財産処分収入	0
雑収入	1,259
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	9,221
長期借入金収入	4,934
計	191,031
支出	
業務費	168,502
教育研究経費	104,525
診療経費	63,977
施設整備費	6,461
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	9,221
長期借入金償還金	6,847
計	191,031

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 92,261百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人山形大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
 - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度における F (y)。
- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

- ③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。）
- ④「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

- ⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

IV [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。J (y - 1) は直前の事業年度における J (y)。
- ⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

- ⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。L (y - 1) は直前の事業年度における L (y)。

$\text{運営費交付金} = A (y) + B (y) + C (y) + D (y)$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A (y) = E (y) + F (y) - G (y)$$

$$(1) E (y) = E (y - 1) \times \beta (\text{係数})$$

$$(2) F (y) = \{ F (y - 1) \times \alpha (\text{係数}) \} \times \beta (\text{係数}) \pm S (y) \pm T (y) \pm U (y)$$

$$(3) G (y) = G (y)$$

-
- E (y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。
F (y) : その他教育研究経費 (②) を対象。
G (y) : 基準学生納付金収入 (③)、その他収入 (④) を対象。
S (y) : 政策課題等対応補正額。
新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。
T (y) : 教育研究組織調整額。
学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。
U (y) : 施設面積調整額。
施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B(y) = H(y)}$$

H (y) : 特別経費 (⑤) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特設要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C(y) = I(y)}$$

I (y) : 特設要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

4. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{D(y) = \{J(y) + K(y)\} - L(y)}$$

- (1) $J(y) = J(y-1) \pm V(y)$
(2) $K(y) = K(y)$
(3) $L(y) = L(y-1) \pm W(y)$

-
- J (y) : 一般診療経費 (⑦) を対象。
K (y) : 債務償還経費 (⑧) を対象。
L (y) : 附属病院収入 (⑨) を対象。
V (y) : 一般診療経費調整額。
直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。
W (y) : 附属病院収入調整額。
直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α （アルファ）：大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で $\Delta 1.4\%$ とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β （ベータ）：教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成22年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」、「施設面積調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

大学等名 山形大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	184,441
經常費用	184,441
業務費	163,093
教育研究経費	26,731
診療経費	30,160
受託研究費等	5,546
役員人件費	650
教員人件費	54,626
職員人件費	45,380
一般管理費	9,603
財務費用	1,840
雑損	0
減価償却費	9,905
臨時損失	0
収入の部	184,714
經常収益	184,714
運営費交付金収益	69,288
授業料収益	25,756
入学金収益	3,964
検定料収益	767
附属病院収益	70,825
受託研究等収益	5,546
寄附金収益	3,341
財務収益	74
雑益	1,185
資産見返負債戻入	3,968
臨時利益	0
純利益	273
総利益	273

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

大学等名 山形大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	192,430
業務活動による支出	172,705
投資活動による支出	11,479
財務活動による支出	6,847
次期中期目標期間への繰越金	1,399
資金収入	192,430
業務活動による収入	184,570
運営費交付金による収入	71,177
授業料及び入学料検定料による収入	32,088
附属病院収入	70,825
受託研究等収入	5,546
寄附金収入	3,675
その他の収入	1,259
投資活動による収入	1,527
施設費による収入	1,527
その他の収入	0
財務活動による収入	4,934
前中期目標期間よりの繰越金	1,399

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。